

## 身体的拘束最小化の取組

### 【身体的拘束最小化に関する基本的な考え方】

身体的拘束は患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

### 【基本方針】

#### 1) 身体的拘束を原則行わない

当院は緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止します。

#### 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

緊急でやむを得ず身体的拘束を行わなければ必要な治療・検査が行えない場合や、患者さんまたは他の患者さんの生命を危険に晒す可能性が高い時に、以下の 3 要件を満たした場合に限り必要最小限の拘束を行います。

切迫性	患者さん本人、または他の患者さんの生命または身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと
一時性	身体的拘束が必要最低限の期間であること

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意について、上記「3 要件」については医師・看護師を含む多職種で検討し、必要と判断した場合に患者さん・ご家族等へ説明と同意を得て医師が身体的拘束開始の指示をし、行うことを原則とします。

#### 3) 日常ケアの基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・患者さん主体の行動、尊厳を尊重する
- ・言葉や対応などで患者さんの精神的な自由を妨げない
- ・患者さんの想いをくみとり、患者の意向に沿った支援を行い、多職種協働で丁寧な対応を行う
- ・身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める
- ・認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する

### 【身体的拘束最小化に向けた体制】

身体的拘束を最小化することを目的として、「身体的拘束最小化委員会」「身体的拘束最小化チーム」を設置します。

#### 1) 身体的拘束最小化委員会では次のことを検討・協議します。

- ・身体的拘束最小化のための指針の作成・見直しを行う
- ・身体的拘束最小化チームからの報告や審議事項を確認する
- ・身体的拘束実施状況の確認と。最小化に向けた医療・ケアの検討を行う
- ・身体的拘束実施率をデスクネットへ掲示し、職員への周知を図る

2) 身体的拘束最小化チームでは身体的拘束の実施状況の把握・代替案の検討を行うために以下の活動を行います。

- ・毎月第1火曜日16時からミーティングを行い、病棟ラウンドを行う
- ・身体的拘束最小化のためのマニュアルを作成・見直しを行う
- ・身体的拘束最小化に向けた、2回/年の患者に関わる職員を対象とした院内研修実施
- ・身体的拘束の実施状況を把握し、身体的拘束最小化委員会で報告する

#### 【身体的拘束最小化に向けた職員研修】

全職員に対して、以下のように身体的拘束最小化に向けた研修を実施します。

- ・新規採用時、2回/年、研修実施
- ・研修内容：患者の尊厳の保持の重要性について、身体的拘束の代替手段について

#### 【身体的拘束を行う場合の対応】

患者さんや他の患者さんの生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順にしたがって実施します。

1. 医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフ等多職種によるカンファレンスで身体的拘束の必要性を検討する。
2. 患者さん本人、又はご家族の意思を尊重した十分な説明を行い、身体的拘束に関する同意書の作成を医師が行い、本人または家族の同意を得て、医師は身体的拘束開始の指示をする
3. 夜間・休日など緊急で身体的拘束が必要と判断された場合は、看護師が電話等でその必要性をご家族等に説明し承諾を得る。後日、医師が同意書を作成し身体拘束の必要性について説明し、同意を得る。
4. 身体的拘束実施中は毎日身体的拘束低減に向けたカンファレンスを行う。やむを得ず身体的拘束を行う「3要件」を踏まえ、継続の必要性の有無を評価する。
5. 1回/週、身体的拘束実施中の評価を多職種でカンファレンスを行い、継続の必要性または解除に向けた代替案の検討を行う。
6. 身体的拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。